学校いじめ防止基本方針

いわき市立郷ヶ丘小学校

1．いじめの定義

児童に対して、一定の人間関係にある他の児童が行う「心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」

2．組織・関係機関との連携

☆校内生徒指導委員会	☆いじめ防止対策委員会	☆関係協力専門機関
校長 教頭 教務 生徒指導主事 学年　生徒指導担当 養護教諭	スクールカウンセラー 学校医 学校評議員 民生委員 ＰＴＡ会長 教頭 生徒指導主事	いわき中央署警察署安全課 福島県サイバー対策課 浜児童相談所

3．　いじめ防止のための取り組み

① わかる授業作りを進める。

○すべての児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。

○現職教育などで、公開授業を行い、互いの授業を教科の観点だけでなく生徒指導の観点から参観しあう。（授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など）

○教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることもあるので、注意する。

② 友人関係、集団作り、社会性の育成

○縦割り班活動、社会体験や交流体験の機会を計画的に行い、児童生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互い関わり合いながら絆作りを進め、他の人の役に立っている、他人から認められているという自己有用感を持たせ、居場所作り絆作りを行う。

○ピアサポートへの取り組み（子供たちが子供たち同士でお互いに支え合う活動）を通して、思いやりの心、支え合いの心を広げ、あたたかい人間関係を育成する。

・代表委員会を中心に困っている人への支援を行う。（登下校、大休憩、清掃時）

・友だち同士のトラブル、心配事のある人を助ける。

・学級、学校のリーダーとなりみんなのために役立つことをする。

③ 児童観察

○授業中はもちろん、朝の時間休み時間の子供たちの様子の変化、人間関係に気を配り、児童理解に努める。

4．いじめの早期発見のための取り組み

① 困りごと調べの実施

毎学期定期的（6月、10月、1月）に、児童の困りごとを把握するために実施する。指導が必要な事項については、全職員が情報を共有する。

② 生徒指導委員会の実施

毎月第4木曜日に実施して、児童に関しての情報を共有化、共通理解をして指導にあたる。また、問題行動に対しての対応や保護者への対応などの研修を行う。

③ ネットいじめ防止のために

携帯電話の学校への持ち込み禁止。講演会、学級懇談会で保護者へメディア指導を行う。

（フィルタリングの設定、３ＤＳでの通信）

児童への情報モラルの指導（学級活動、総合的な学習の時間、年間計画に位置づけ）

④ 特別支援教育委員会との連携

発達障害がある児童の理解や指導、支援方法等を全職員が共有していく。

5．いじめが発生した場合の対応

☆いじめの疑いに関する情報

第22条「いじめ防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

6．重大ないじめが発生した場合の対応

ア、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童生徒が自殺を企図した場合等）

イ、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に着手）

＊「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があったとき」

〇事実確認をきちんと行い、学年主任や生徒指導主事に速やかに報告する。

〇学年主任や生徒指導主事は、遅滞なく教務主任と管理職に報告する。

〇いじめ対策防止委員会やケース会議を開き対策を協議する。

組織的な指導体制の確立

担任が抱え込むことがないようにチームを編成し、対応策を話しあい対応する。

（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、当該学年の学年主任、担任、その他の関係者）

〇被害児童、保護者への支援

事実関係を確認し、児童の不安を解消するために適切な処置を行う。

〇加害児童への指導、保護者への指導

事実関係を確認し、学校全体で指導にあたる。必要に応じて関係機関（警察、教育委員会）との連携を図る。

〇犯罪行為に該当するような場合にはいわき市中央警察署や中央台交番など警察署との連携を図る。特に生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、警察署に通報し、適切に援助を求める。

〇児童に対する出席停止等の措置については、いわき市教育委員会と連携して行う。

7．家庭・地域関係機関との連携

① 学校教育に対する理解・協力の要請

・学校だより、学級だよりなどで学校の様子を知らせていくことにより、学校教育に対する理解を深めるようにし協力を求める。

② ＰＴＡ組織との連携

・課題を話し合ったり協力を要請することで多くの目で子ども達を見つめていく体制作りを行う。

③ 地域健全育成協議会の開催

・年２回長期休業前に自治会長、民生委員、保護司、ＰＴＡ、教師が一同に会し、地域や児童の様子について意見を交換しあい地域の教育力の向上を図る。

④ 見守り隊との連携

・地域見守り隊を組織し、児童の登下校の安全を守る。年２回の情報交換会を開催する。

⑤ スポーツ少年団との連携

⑥ 地域人材の積極的な活用

・児童の社会性を育成するために体験活動を充実させるとともに地域人材を積極的に活用し交流することで地域社会における役割や居場所に気づかせていく機会とする。

8．いじめ問題への取り組みチェックポイント

（指導体制）

1,いじめの問題の重大性を全職員が認識し校長を中心に一致協力体制を確立し実践にあたっているか。

2,いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場でとりあげ、教職員間の共通理解を図っているか。

3,いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。

（教育指導）

4,お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に「いじめ」は人間として許さないとの強い認識にたって指導に当たっているか。

5,学校全体にとして、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめ問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うように努めているか。

6,道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題をとりあげ、指導が行われているか。

7,学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているるか。

8,児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。

9,教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長することのないよう、細心の注意を払っているか。

10,いじめを行う児童生徒し対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応とした対応を行うこととしているか。

11,いじめられる児童生徒に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。

12,いじめが解決したとみられる場合でも、継続して十分な注意をはらい、折に触れ必要な指導を行っているか。

（早期発見・早期対応）

１３,教師は、日常に教育活動を通じ、教師と児童生徒・児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。

１４,児童生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。

１５,いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。

１６,児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。

１７,いじめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。

１８,いじめの問題解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。

１９,校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。

２０,学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。

２１,教育相談の実施にあたっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について周知や広報の徹底が行われているか。

２２,児童生徒等の個人情報の取り扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。

（家庭・地域社会との連携）

２３,学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。

２４,家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。

２５,いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。

２６,PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶にむけて地域ぐるみの対策を進めているか。

２７,学校とPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進しているか。

２８,いじめの問題への取り組みの重要性の認識を広め、家庭や地域の取り組みを推進するための啓発・広報活動を積極的に行っているか。

２９,教育委員会は、いじめの問題の解決のために、関係部局・既刊と適切な連携協力を図っているか。